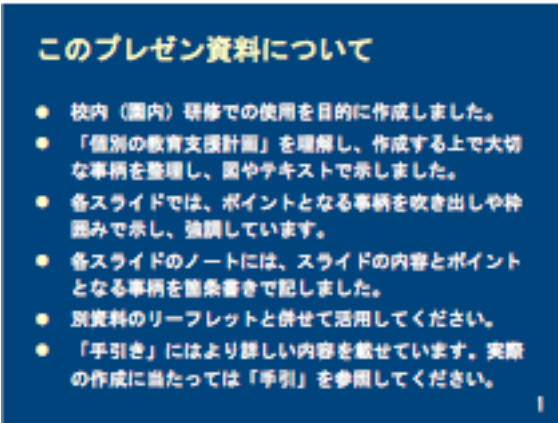
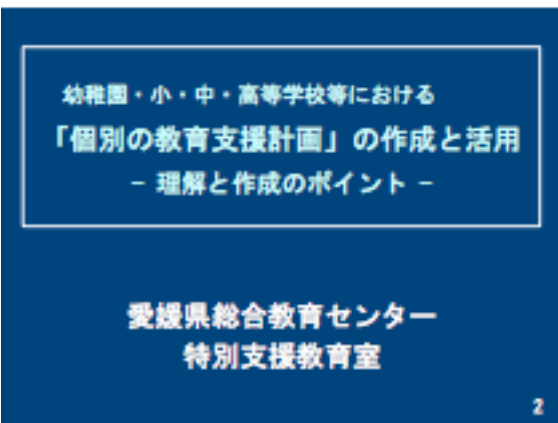
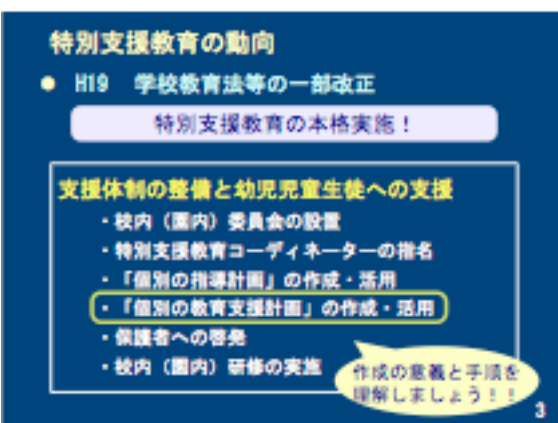
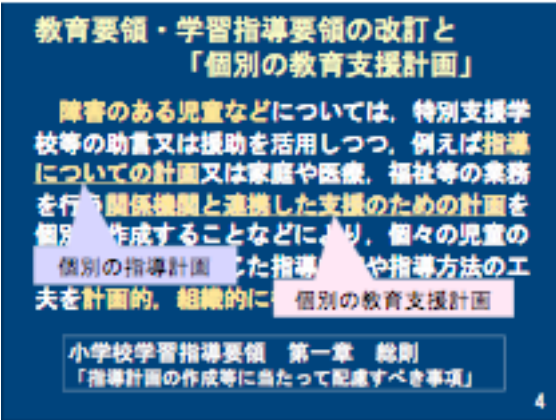



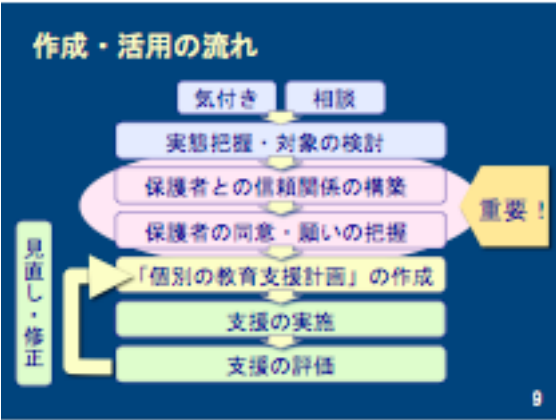
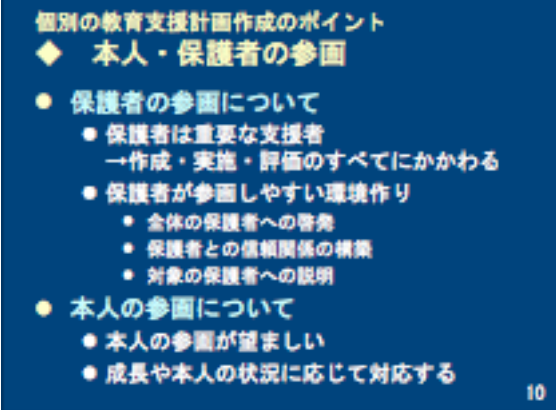
校内研修用プレゼンテーション

『幼稚園・小・中・高等学校等における「個別の教育支援計画」の作成と活用—理解と作成のポイント—』
スライドとノート（解説）


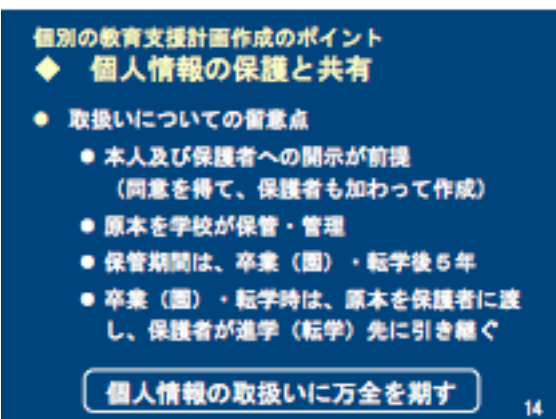
<p>1</p>	 <p>このプレゼン資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 校内（園内）研修での使用を目的に作成しました。 ● 「個別の教育支援計画」を理解し、作成する上で大切な事柄を整理し、図やテキストで示しました。 ● 各スライドでは、ポイントとなる事柄を吹き出しや枠囲みで示し、強調しています。 ● 各スライドのノートには、スライドの内容とポイントとなる事柄を箇条書きで記しました。 ● 別資料のリーフレットと併せて活用してください。 ● 「手引き」にはより詳しい内容を載せています。実際の作成に当たっては「手引」を参照してください。 <p>1</p>	<p>資料についての説明</p>
<p>2</p>	 <p>幼稚園・小・中・高等学校等における 「個別の教育支援計画」の作成と活用 — 理解と作成のポイント —</p> <p>愛媛県総合教育センター 特別支援教育室</p> <p>2</p>	<p>タイトル</p>
<p>3</p>	 <p>特別支援教育の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ● H19 学校教育法等の一部改正 <p>特別支援教育の本格実施！</p> <p>支援体制の整備と幼児児童生徒への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内（園内）委員会の設置 ・ 特別支援教育コーディネーターの指名 ・ 「個別の指導計画」の作成・活用 ・ 「個別の教育支援計画」の作成・活用 ・ 保護者への啓発 ・ 校内（園内）研修の実施 <p>作成の意義と手順を理解しましょう！！</p> <p>3</p>	<p><スライドの内容></p> <p>◆平成19年4月、学校教育法等の一部改正を受け、特別支援教育が本格的に実施されることになった。</p> <p>（愛媛県では、既に小学校、中学校、特別支援学校を中心に、特別支援教育を行うための校内体制が整備され、平成20年度からは、全ての公立幼稚園、県立高等学校や、中等教育学校においても新たな体制整備が行われている。）</p> <p>◆特別支援教育を推進するためのしくみとして重視されているのが、ここに挙げた、校内委員会、特別支援教育コーディネーター（以下、コーディネーター）、「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」などである。</p> <p>◆現在、すべての公立学校に校内委員会が設置され、コーディネーターが推進役となり、子どもたちへの支援が行われている。また、個別の指導計画の作成と活用も、徐々に広がりを見せている。</p> <p>◆これからの課題として、学校外の関係者・関係機関と連携して幼児児童生徒の支援を行うための「個別の教育支援計画」の作成と活用が求められている。</p> <p><ポイント> ※ ここを強調して伝える。</p> <p>◆「個別の教育支援計画」は、子どもたちを支援するための「しくみ」の一つである。</p>

		<p>◆本プレゼン資料を利用して、「個別の教育支援計画」作成・活用の意義や作成手順の概要を理解しましょう！！</p>
4		<p><スライドの内容></p> <p>◆平成20年3月告示の小学校学習指導要領では、障害のある児童の指導を、計画的、組織的に行う必要がある、ということを示している。</p> <p>◆ここでの、「指導についての計画」は、「個別の指導計画」を指している。</p> <p>◆「関係機関と連携した支援のための計画」は、「個別の教育支援計画」を指している。</p> <p>※ クリックすると、「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の吹き出しが出る。</p> <p>◆幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様に示されている。（幼稚園教育要領では、「第3章一第1（指導計画等の作成に当たっての留意事項）-2（特に留意すべき事項）」に、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領では、「総則」に示されている。）</p> <p><ポイント></p> <p>◆学校は、「計画的」「組織的」な取組を行う必要がある。</p>
5		<p><スライドの内容></p> <p>◆この図は、「個別の教育支援計画」の概念を表したものの。</p> <p>◆[個別の教育支援計画]の定義・・・子ども一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した、的確な支援を行うことを目的として、作成されるものである。（左上の枠囲み）</p> <p>◆子どもたちは、乳幼児期、就学期、学校卒業後と成長していく中で、例えば、就学期には、学校の先生や病院の医師、福祉サービスを提供する機関など、いろいろな人とかわかり、また、支援を受けて生活している。</p> <p>◆子どもとその保護者を中心に、関係者・関係機関が共通理解を図り（＝横のつながり）、支援の成果をつないでいく（＝縦のつながり）ために、いわば「ツール」として機能するのが、「個別の教育支援計画」である。</p> <p>※ クリックすると、「個別の教育支援計画」の図と吹き出しが表示されます。</p> <p><ポイント></p> <p>◆関係者・関係機関が、それぞれでかかわったのでは、効果的な支援は行えない。</p> <p>◆「個別の教育支援計画」の作成と活用を通して、関係者・関係機関が共通理解を図り、連携して支援に当たる。</p> <p>◆「個別の教育支援計画」はそのための「ツール（道具）」として機能する。</p>

<p>6</p>	<p>個別の教育支援計画と個別の指導計画 <違いと関係を理解しましょう></p> <p>個別の教育支援計画 → 個別の指導計画</p> <p>★学校や地域での子どもの生活全般を踏まえた、長期的な視点（3年程放失を見越した）での計画</p> <p>★家庭、学校、関係者・関係機関が共通理解を図り、支援会議での協議を経て作成</p> <p>★「個別の教育支援計画」を受け、校内における年間の指導や支援についての計画</p> <p>★校内の先生が共通理解を図り、校内委員会での協議を経て作成</p> <p>6</p>	<p><スライドの内容></p> <p>◆「個別の教育支援計画」は、生活全般や長期的な視点で子どもを捉え、家庭、学校、関係者・関係機関が、共通理解の下作成するもの。支援会議（後述）での協議を経て作成される。</p> <p>◆「個別の指導計画」は、「個別の教育支援計画」の内容を受け、校内における年間の指導や支援について、学校の先生が、共通理解の下作成するもの。校内委員会での協議を経て作成される。</p> <p><ポイント></p> <p>◆原則的には、「個別の教育支援計画」の目標や内容を受けて「個別の指導計画」が作成される。</p> <p>※ 場合により、「個別の指導計画」を先に作成して支援に当たることや、学校のみで「個別の教育支援計画（案）」を作成して支援に当たることもある。</p>
<p>7</p>	<p>「個別の教育支援計画」のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報の共有と共通理解 ● 支援ニーズの明確化 ● 役割分担と連携による支援 ● 継続した支援 <p>子どもだけでなく、保護者、学校、関係者・関係機関にとってもメリットがある。</p> <p>7</p>	<p><スライドの内容></p> <p>◆「個別の教育支援計画」を作成し、活用することによるメリットを4つ紹介する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の共有と共通理解（保護者や関係者が、子どもの実態等について共通理解をして支援に当たる） 2 支援ニーズの明確化（複数の者が話し合う中で、子どもにとって大切な支援ニーズが明確になる） 3 役割分担と連携による支援（共通の支援目標を達成するため、それぞれが役割を分担して取り組める） 4 継続した支援（評価・見直しを行い、引継ぎを行うことで、支援が継続される） <p><ポイント></p> <p>◆連携することにより、これらのメリットが生まれる。</p> <p>◆支援を受ける子どもにとってのメリットはもちろん、支援の方向性が明確になることによる支援者側のメリットもある。</p>
<p>8</p>	<p>対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援学校の幼児児童生徒 ● 特別支援学級の児童生徒 ● 幼稚園児や通常の学級の児童生徒の場合 <ul style="list-style-type: none"> → 発達障害等の診断を受けている → 診断は受けていないが、本人の困難の状態が大きく関係機関との連携による支援が必要 <p>8</p>	<p><スライドの内容></p> <p>◆「個別の教育支援計画」を作成する対象は、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒。</p> <p>◆幼稚園児や、小・中・高等学校等の通常の学級に在籍する児童生徒の場合は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害等の診断を受けている子ども ・診断は受けていないが、困難の状態が大きく、関係機関との連携によって効果的な支援が期待できる子どもが対象となる。 <p>ちなみに・・・特別支援学校の幼児児童生徒は全員を対象に「個別の教育支援計画」を作成することが、幼稚部教育要領、学習指導要領で示されている。</p> <p><ポイント></p> <p>◆特別な教育的ニーズのある子どもが、「個別の教育支援計画」作成の対象となる。つまり、これら</p>

		<p>の子どもたちが、保護者や関係者・関係機関との連携による支援を必要としている、ととらえられる。</p>
9		<p><スライドの内容></p> <p>◆「個別の教育支援計画」の作成と活用における基本的な流れを示した。</p> <p>◆教師の気づきや保護者からの相談があった場合、学校（担任やコーディネーター、その他関係する教職員を中心）はその子どもの実態把握を行い、校内委員会において、作成の対象かどうかを検討する。</p> <p>◆対象と判断された場合には、保護者と信頼関係を構築し、「個別の教育支援計画」作成に関して同意を得、願いなどを把握して作成へと進めていく。</p> <p>◆作成では、支援会議が重要な意味を持つ（支援会議については後述）。</p> <p>◆作成後は、その計画を基に、各関係者が支援を行う。（学校においては目標を基に「個別の指導計画」を作成し、支援を行う。）</p> <p>◆各関係者・関係機関で一定期間支援を行った後、次の支援会議において評価を行い、それに基づいて計画の見直しを行い、支援を継続していく。</p> <p><ポイント></p> <p>◆「個別の教育支援計画」を作成するに当たっては、保護者と信頼関係を構築することが最も大切になる。※クリックすると「重要」の図が出る。</p> <p>◆そのためには、担任を中心として支援を実践しながら、日々の連絡や面談、家庭訪問などの機会を利用して、子どもの困難さを保護者と共に理解するよう心掛ける必要がある。</p> <p>◆支援の取組を継続する中で、保護者との信頼関係を構築し、理解を得るいくことが重要。</p>
10		<p><スライドの内容></p> <p>保護者の参画について</p> <p>◆ 保護者は、重要な支援者の一人であり、「個別の教育支援計画」の作成・実施・評価のすべてにかかわる。</p> <p>◆保護者が参画しやすい環境作りが大切。その基礎となるのが、全体の保護者の特別支援教育に関する理解である。PTA総会や学校便り、参観日の学年・学級懇談会等、いろいろな機会をとらえて啓発を行うとよい。</p> <p>◆対象となる幼児児童生徒の保護者に対しては、信頼関係の構築と合わせて、支援者としての役割と「個別の教育支援計画」への参画方法について丁寧に説明する必要がある。</p> <p>本人の参画について</p> <p>◆個別の教育支援計画を作成する上で、本人が直</p>

		<p>接希望を伝えたり意見を言う場を設けたりすることも重要である。</p> <p>◆実際には、成長段階や本人の理解の状況に応じて考える必要がある。自分に対する気付きや理解が高まり、思いや将来への希望が明確になってきたときに、具体的に本人参画の方法を検討する。</p> <p><ポイント></p> <p>◆「個別の教育支援計画」では、本人や保護者の願いを踏まえて作成することが大前提である。</p> <p>◆保護者が学校や関係者・関係機関と一緒に「個別の教育支援計画」を作成することは不可欠である。</p> <p>◆本人の参画については、自己理解の状況などを考慮して考えていく。</p>
11	<p>どんな関係者・関係機関と連携する？</p> <p>● まず、子どもの周囲の人を把握しましょう。</p> <p>支援マップ例 (小学生の場合)</p> <p>● まず、子どもの周囲の人を把握しましょう。</p> <p>かかわりがある かかわりが深い</p> <p>11</p>	<p><スライドの内容></p> <p>◆対象となる幼児児童生徒は、生活の中でいろいろな人（支援者）とかかわって生活している。</p> <p>◆本人を取り巻く関係者・関係機関の全体像を把握するためには、支援マップにまとめてみるとよい。</p> <p>◆ 図は小学生の場合の支援マップ例。</p> <p>この児童は、学校での日々の支援に加え、通級指導教室に通い指導を受けている。教育センターの教育相談を定期的に利用し、療育センターの言語指導を受けている。地域では、Aさんとそのお母さんが身近にいて、ピアノ教室に通うことを楽しみにしている。</p> <p>◆領域ごとに関係者を整理し、かかわりの程度を線の太さで表すことで、全体像が把握できる。</p> <p>◆関係者・関係機関は、幼児児童生徒の成長に伴い変化していく。例えば、学校段階を終える時期には、労働機関との連携が必要になる。日頃から把握に努める必要がある。保護者に対して新たな支援の場や機会を紹介するとよい場合もある。</p> <p><ポイント></p> <p>◆普段、どういう生活をしているのか、また、身近でどんな人とかかわっているのかを知り、整理することから、「個別の教育支援計画」作成をスタートさせるとよい。</p>
12	<p>個別の教育支援計画作成のポイント</p> <p>◆ 支援会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目的 <ul style="list-style-type: none"> ● 「個別の教育支援計画」の作成・評価・改定 ● 協議内容 <ul style="list-style-type: none"> ● 目標 ● 内容 ● 役割分担 ● 評価 <p>12</p>	<p><スライドの内容></p> <p>◆個別の教育支援計画の作成・活用に当たっては、支援会議が重要な意味を持つ。</p> <p>◆支援会議とは、幼児児童生徒一人一人を支援するために、関係者が話し合う会議のことで、支援計画の作成・評価・改定を行う。</p> <p>◆主な協議内容は、支援の目標、支援の内容、役割分担（それぞれが行う支援内容）、評価などがある。</p> <p><ポイント></p> <p>◆「個別の教育支援計画」は、保護者、関係者・関係機関が参加して行う「支援会議」を経て作成される。</p>

		<p>◆対象者の実態に関する共通理解の下、目標を設定し、支援内容や役割分担が話し合われる。</p>
13	 <p>支援会議開催モデル</p> <p>支援会議前</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者と原案作成 関係者と連絡調整 支援会議参加依頼 校内委員会用案作成 支援会議用案作成 (校内委員会) <p>支援会議中</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援内容の報告 (支援の評価) 目標の共通理解 支援内容・方法 役割分担 次回の予定確認 など 個別の教育支援計画作成 <p>支援会議後</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者へ 写しを送付 個別の指導計画作成 (校内委員会) 支援の実施 支援の評価 <p>13</p>	<p><スライドの内容></p> <p>◆支援会議の開催モデルを、支援会議開催まで、支援会議、支援会議後の3段階に分けて示す。 (クリック) 支援会議まで・・・</p> <p>◆保護者の同意を得て、まず、担任等と保護者が話をして子どものプロフィールや願いを盛り込んだ原案を作成する。</p> <p>◆コーディネーターは支援会議に出席してもらう関係者・関係機関を保護者と話し合う。また、関係者と連絡調整を行い、会議への参加依頼や必要な情報収集を行う。</p> <p>◆校内委員会においては、支援会議にかけるための案を作成する。 (クリック) 支援会議で・・・</p> <p>◆支援会議では、参加者で共通理解を図り、個別の教育支援計画を作成する。 (クリック) 支援会議後は・・・</p> <p>◆学校では、「個別の教育支援計画」を基に、学校で行う支援を「個別の指導計画」にまとめ、実際の支援にあたる。</p> <p>◆評価については、それぞれの関係者・関係機関が年度末に行い、次年度の支援会議で確認・見直しを行う。</p> <p><ポイント></p> <p>◆ここに示したのは、基本的な例。学校の実情に応じて工夫していくとよい。</p> <p>◆担任が行うこと、コーディネーターが行うこと、校内委員会で行うことなど、役割を理解し、それぞれの役割に応じて進めていく。</p>
14	 <p>個別の教育支援計画作成のポイント</p> <p>◆ 個人情報の保護と共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取扱いについての留意点 <ul style="list-style-type: none"> ● 本人及び保護者への開示が前提 (同意を得て、保護者も加わって作成) ● 原本を学校が保管・管理 ● 保管期間は、卒業(園)・転学後5年 ● 卒業(園)・転学時は、原本を保護者に渡し、保護者が進学(転学)先に引き継ぐ <p>個人情報の取扱いに万全を期す</p> <p>14</p>	<p><スライドの内容></p> <p>◆「個別の教育支援計画」には多くの個人情報が含まれているため、その取扱いには万全を期す必要がある。</p> <p>◆個人情報の保護についての留意点には次のようなものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原則として本人及び保護者への開示が前提 (作成、保管・管理、引継ぎに際して保護者の同意必要) ② 原本を学校が保管・管理(紙媒体のみ、校内で厳重に保管)。写しを関係者・関係機関が保管・管理 ③ 保管期間は、卒業(園)転学後5年間(保管期間を過ぎたら適切に廃棄処理) ④ 卒業(園)時は、原本を保護者に渡し、保護者が進学(転学)先に引き継ぐ(保護者の判断で行う) <p><ポイント></p> <p>◆個人情報の取扱いには、細心の注意を払い、万全を期す必要がある。</p> <p>◆校内で具体的な取扱い方法について確認する。</p>

15

個別の教育支援計画様式への記入

- 担任が記入
 - ※ ただし、特別支援教育コーディネーターや学年部などが協力を!
- 支援会議等における話し合いを通じて、より幼児児童生徒の実態に合った目標に
- 「実態とニーズ」「支援目標」「支援内容」の関連を意識して記入を

実態とニーズ ↔ 支援の目標 ↔ 支援の内容

実態やニーズに応じた目標や内容に

15

<スライドの内容>

◆「個別の教育支援計画」の案については、担任が記入する。

◆ただし、初めて書く場合など、不安が強いため、コーディネーターや他の先生と協力して書いていくとよい。

◆始めから、100%のものを書こうと構えなくてよい。校内委員会や支援会議等での話し合いを通してよりよいものにしていく。また、実際の支援を行い、評価を行う中で、よりよいものになっていく。

◆表記については、子どもの「実態とニーズ」に応じた「支援の目標」になっているか、実行が可能な「支援の内容」になっているかを考慮していくことが大切。

<ポイント>

◆担任が原案を作成（記述）することになるが、周囲の協力体制が取れるようにしていく。

◆実態—目標—内容が、つながりがあるものになることを意識して書く。

16

様式例（愛媛県教育委員会 小学校用より）

<スライドの内容>

◆愛媛県教育委員会から示されている小学校用の様式。

◆「基本情報・実態・願い」の欄、「支援の目標」の欄、「支援の内容」の欄、「評価」の欄、「記録」の欄がある。

◆校種ごとの様式が示されており、それぞれ、基本的な内容は同じ。

<ポイント>

◆「基本情報・実態・願い」の欄には、子どものいろいろな情報を記入するが、特に、本人、保護者の「願い」を押さえておく必要がある。願いの実現を目指し、また、願いを踏まえた支援を行うことが、有効な支援につながるポイントである。

17

「個別の教育支援計画」作成の手引

<スライドの内容>

◆『「個別の教育支援計画」作成の手引き（試案）』の表紙。

（愛媛県総合教育センターのホームページからダウンロードできる。）

◆実際の作成を想定したQ&Aを掲載している。

Q 1：保護者の同意が得られない場合

Q 2：支援会議の頻度

Q 3：支援会議に欠席者がいる場合など

◆実際に作成するに当たって参考に。

（試案ということで、実践を通して得られた意見等を基に修正を行う予定。）



※クリックすると、吹出しが出る。

「みんなの力で、「縦」と「横」のつながりを、確かなものに」